

## 新減価償却制度の概要

### 1. 改正の概要

平成19年度の税制改正の目玉として、減価償却制度の見直しがあります。端的にいって、わが国の減価償却可能額が先進主要各国と同一水準になります。

### 2. 適用時期・内容

①平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について耐用年数経過時に簿価1円だけを残してその取得価額を償却費として損金計上することになります。

また、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産についても、償却可能限度額部分を償却可能限度額まで償却した後に簿価1円を残して5年間で均等償却することとなります。

②250%定率法…新たに考えられた250%定率法とは、定額法の償却率を2.5倍した率を償却率と

する定率法により償却費を計算し、この償却費が残存年数による均等償却の償却費を下回る事業年度（特定事業年度という）から残存年数による均等償却に切り換えて、耐用年数経過後に1円まで償却する方法です。

### 3. 実務上の留意点

①減税効果…償却可能限度額が取得価額の5%から実質1円になることにより損金計上額が増加して税負担が減少することになります。

一方、減価償却費の増加により、赤字基調となる法人にとっては厳しいものとなり、その結果企業間格差が拡大すると予定されます。

②投下資本の早期回収…投下資本が早期回収されることで、企業の設備更新が容易となります。特に、耐用年数が短い固定資産については、その影響が大きくなります。

③固定資産管理…減価償却手続きが今以上に複雑となります。新旧の減価償却方法の区分、資本的支出をした場合の取扱いなど、減価償却資産に係る正確な情報管理が今まで以上に要求されることになります。

### ナマの税務相談室

**Q** 先生、妻の満期保険金の件で妻が呼出しとなり、一緒に税務署に行ってきました。

**A** ヤア、Tさん暫く。税務署は、奥様に何と…。

**Q** 妻は暦年、私の確定申告上の配偶者として配偶者控除を。

**A** それで、その保険金は事実上夫が保険料を負担しているから贈与とみなすと…。

**Q** それに、私の生命保険料控除も、その生命保険が…。

**A** 成る程、署もチェックが鋭い。確定申告上夫が負担したものと、所得税法上からもいわれる。

**Q** しかし、妻が署の係官のMさんに「Mさん、今年の2月の私の贈与税の申告書を予め見ましたか?」と言ったら、驚いて…。

**A** 奥様は贈与税の配偶者控除2,000万円の申告書控を見せたのですね。私が申告書を

書きました。

**Q** そうです。Mさんは、これは失礼、しかし、18年に夫と共有で取得した自宅の新築に充当されたのかと、いわれるので、妻はそうですと…。

**A** Mさんは、満期保険金と新築資金が関連性があるのか質問しませんでしたか。

**Q** 先生、妻は自分の預金通帳に2,200万円が18.3.31に振り込まれて、18.4.15の新築住宅の支払に支出されていること、夫婦の新築住宅請負契約書も持参して、まさしく充当されている事実を…。

**A** 確定申告書から、贈与とみなす理論構成は流石ですね。Tさん、ご夫婦ともよく勉強されましたね。

**Q** 妻は、先生が贈与税の配偶者控除の申告書を作成されたとき、何故、満期保険金が夫からの贈与になるのか?ということを、理解しました。

### ナマの税務相談室